

18世紀前半の松前藩の商業(その1)

はじめに

「ジャクシヤインの戦い」以降、商場での産物が減少し、蝦夷地の高価な特産品の入手も不十分となったので、松前藩は財政難となり、藩政を改革して税目の拡大と税率の増大を行い、新しい税制を導入しようとした。さらに、沖口の入口税(関税)についても、享保20年(1735)3月に初め

問屋株仲間の新設

福山での問屋の発生は、元禄期以降に急速に整備されたとみられ、『福山秘府』によれば、元禄2年(1689)に町奉行の名で、問屋の心得として出された「覚」に、問屋の業務として、人別改めて疑わしい者を役人に通報することのみならず、「船役金」や「船役米」の徴収事項が記され、一定の権限が与えられている事が判ります。また、享

て制定し、延享5年(1748)3月には移入品価格の1分とし、これらが藩の重要な財源となりました。これとともに、松前をはじめ江差・箱館の「蝦夷三湊」の沖口支配体制の整備を進め、問屋の株仲間化と、株仲間問屋による沖口番所業務の代行体制が整備されていきました。

保7年(1722)12月には松前の「問屋」業者より株式を出願し、15名に限って許可され、沖口番所業務を「代行」させました。元文4年(1739)6月にはこのような体制をさらに強化するため15軒に「小宿」株を許可しました。箱館でも、寛延元年(1748)5月に「問屋」業者6名が出願して許可され、同時に「小宿」16名(あるいは7名)も許可されました。

「問屋」及び「小宿」の業務

問屋の業務 松前湊では、

船手と松前人民(場所請負人や自営民)との間に入り、貨物の売買を仲介し、既定の口銭を徴収しました。このように船手の移入した貨物は、問屋から沖口番所に届出て検査を受け、移出する貨物も同様の手順で検査を受け、移出品に掛かる沖口口銭やその他諸役金を取り立てて番所に納める業務も行っていました。さらに、

蝦夷地(アイヌ地)に往来する船舶に対しても同様に行い、そのほかに難破船の救助、禁制品の取り締まりなども業務としていました。**小宿の業務** 沖口番所や蝦夷地に往来する船舶との直接の関係はありませんが、普通の商船に対する荷物の売買や禁制品の取り締まり、難破船の救助などは問屋と変わりませんでした。

このように、荷物の出入りや売買は必ず問屋・小宿の手を経なければなりません。

んでした。売買の取扱高は問屋7分・小宿3分と決められ、小宿が多額の商売をしたとしてもこの割合で配分されることになっていました。売買の口銭は、諸色(普通貨物)売が2分・酒が4分で、諸色の買では2分半などと決められていました。

移出入の商品及びその取引地

沖口からの蝦夷産物は、奥羽・北陸を経て小浜・敦賀の二港を経由して京畿地方に移出され、同時にこの地方の産物が移入されました。

敦賀の荷所 これは松前で営業する近江商人の荷物を云い、その回送に従事する船を「荷所船」と云いました。多くは加賀・越前などの船がこれにあたり、交通が進歩すると、大消費地の

大坂は松前産品の重要な市場となつて、昆布やその他の産物の移出も次第に増加していきました。また、元文4年(1739)に著さ

れた『北海随筆』によれば、肥料とする干鰯は南部・津軽・出羽・北国地方から近江地方にかけて需要がありました。

移出品

漁獲品を主にし、狩猟品と木材がこれに続き、開鮓・身欠鮓・胴鮓・干鮓・鹽鮓・鹽鱒・串貝(鮑を串に刺して乾燥したもの)・煎海

鼠・石焼鯨(焼き石で油を取った鯨)・干海扇・魚油・蝶鮫皮・昆布・鷹・真羽・臘虎皮・臘脳臍・海豹皮・熊皮・熊膽・鹿皮・生鶴・鹽鶴・寸甫(丸太)その他木材・椎茸・エブリコ(落葉松に寄生し薬用となるキノコ)などがありました。が、

移入品

米が最も多く、味噌・醤油・鹽・酒・麴・茶などや日用品・雑貨があり、米は享保年間(1716)で3万石あまりとなつて、その供給地は津軽・秋田・庄内を主として移入されました。